

1.事務事業の目的・概要

事務事業担当課長 しまね暮らし推進課長 仁科 慎治郎 電話番号 0852-22-6179

事務事業の名称	特定地域振興法に関する事業の推進	
目的	(1) 対象	特定地域振興法等対象地域住民
	(2) 意図	特定地域振興法の対象とする地域について、市町村が各種制度を適正に活用できるよう支援することにより、振興を図る。
事業概要	国、市町村、他県等と連携をとりながら、過疎地域自立促進特別措置法、離島振興法、半島振興法、山村振興法等の特定地域振興法に基づく施策、事務が適切に行われるよう、市町村の支援を行う。	

2.成果参考指標

成果参考指標名等		年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	単位
1	指標名 地方債（過疎債、辺地債）の活用した市町村割合	目標値		100.0	100.0	100.0	100.0	%
		取組目標値						
	式・定義 地方債（過疎債、辺地債）の活用した市町村率	実績値	100.0					%
		達成率	-	-	-	-	-	
2	指標名	目標値						
		取組目標値						
	式・定義	実績値						
		達成率	-	-	-	-	-	

3.事業費

	前年度実績	今年度計画
事業費 (b) (千円)	7,519	18,011
うち一般財源 (千円)	7,519	8,011

4.改善策の実施状況

前年度の課題を踏まえた改善策の実施状況	②改善策を実施した（実施予定、一部実施含む）
---------------------	------------------------

5.評価時点での現状（客観的事実・データなどに基づいた現状）

- 地方債（過疎債、辺地債）については、毎年5月に要望ヒアリングを実施し、事業実施上の助言や国との調整を行い、要望額の確保によって効果的な事業実施が可能となるよう努めている。
- 各法に係る市町村計画の策定等においては、事前の周知や策定上の助言、国との調整を行うことで、円滑な作業実施を図っている。
- 国の助成制度については、要望とりまとめの際に採択に向けた助言等を行っている。

6.成果があったこと（改善されたこと）

- 平成27年度の地方債（過疎債・辺地債）は、市町村の年間必要額に対して全て同意等を行うことができた。
- 各法に係る市町村計画は、必要に応じて全て策定された。
- 国の助成制度の活用
  - 過疎地域等自立活性化推進交付金（集落ネットワーク圏形成支援事業）1件
  - 山村振興交付金 2件 など

7.まだ残っている課題（現状の何をどのように変更する必要があるのか）

- ①困っている「状況」
- 地方債（過疎債、辺地債）総枠の十分な確保
  - 特定地域振興法に基づく国の交付金等について、十分な支援内容となっていないものもある
- ②困っている状況が発生している「原因」
- 要望額の増大
  - 国の交付金等の財政措置が十分でない
- ③原因を解消するための「課題」
- 国への制度拡充・強化について働きかけていく必要がある

8.今後の方向性（課題にどのような方向性で取り組むのかの考え方）

国への重点要望など様々な機会を通じ、地方の状況や各種制度の拡充・強化などについて、市町村や関係機関と連携しながら積極的に働きかける。

9.追加評価（任意記載）

- 来年4月から施行される「有人国境離島に関する特別措置法」では、国の責務として、有人国境離島地域の保全と特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持のために必要な施策を策定し、実施するものとされており、県としても国に対し、重点要望等を通して、この新たな枠組の中での適切な支援措置を働きかけている。
- 法律施行後、すみやかに施策を展開出来るよう、国のH29概算要求において、特定有人国境離島地域の地域社会を維持するため「地域社会維持推進交付金（仮称）」の新設要求が行われたことから、本県でも必要な対応を行っていく。